

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考	
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決		
14	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (二、六、一四)	二、 六、一四	二、 六、一四	二、 六、一四 (子)	二、 六、一五 可決	二、 六、一五 可決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	二、 六、一四 可決	
15	国会議員の秘書の給与等に関する法律案	議院運営委員長 (六、一四)	六、 一四	六、 一四	六、 一四 (子)	六、 一五 可決	六、 一五 可決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	六、 一四 可決	

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第一四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、その計算の基礎となる歳費月額を六十六万円（現行六十四万円）に引き上げる。
- 二、納付金及び互助年金の計算の基礎となる歳費月額の限度額を九十八万九千円（現行九十六万九千円）に引き上げる。
- 三、納付金率を歳費月額百分の九・九（現行百分の九・七）に引き上げる。
- 四、高額所得による普通退職年金の停止にかかる基準を、恩給法に準じたものに改定する。
- 五、本法律は、平成二年七月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律案について御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、

本年七月から、昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定するとともに、納付金率を歳費月額百分の九・九に改め、納付金及び年金計算の基礎となる歳費月額の限度額を改定することとし、また、高額所得による普通退職年金の停止にかかる基準を、恩給法に準じたものに改定する等所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律案は、従来の一官一給制を一官三給制に改めるとともに、秘書の在職期間に一定の民間期間等を加算すること等により、在職期間及び年齢に応じた給料制度を導入しようとするものであります。

なお、本法律は本年八月一日から施行し、四月一日から適用することになっております。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律案（衆第一五号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給与について、在職期間及び年令に応じた給料の級及び号給の制度を導入するものである。
- 二、本法律は平成二年八月一日に施行し、同年四月一日から適用する。

委員長報告

前ページ参照